

久喜市上下水道事業運営審議会 第3回資料

－適正な下水道使用料について－

令和8年10月23日（金）

久喜市上下水道部

上下水道事業運営審議会スケジュール（予定）

■ 審議会の開催予定

	R 8. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 9. 1月	2月	3月
審議会（下水道）					●	●	●			●		
審議会（水道）					●			●	●	●		

開催日	審議内容等
第1回（令和8年8月21日（金））	・委員の委嘱、会長の選任、諮問書の交付 ・審議会の進め方について ・下水道事業の概要、経営状況、収支予測、使用料水準 ・水道事業の概要と現状
第2回（9月29日（火））	・【下水道】公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について
第3回（10月23日（金））	
第4回（11月11日（水））	・【水道】経営戦略及び水道使用料について
第5回（12月15日（火））	
第6回（令和9年1月8日（金））	・答申書の交付

目次

1.前回の振り返り

（１）適正な使用料水準

（２）適正な使用料体系

2.使用料改定パターンの決定

3.答申書（下水道事業部分）について

目次

1.前回の振り返り

(1) 適正な使用料水準

(2) 適正な使用料体系

2.使用料改定パターンの決定

3.答申書案（下水道事業のみ）について

①適正な使用料水準・体系の作成方針

適正な使用料への見直しを実施するために

【共通】

- ・本市の状況に見合った使用料を検討。
- ・二部使用料制を継続したうえで、基本使用料のあり方を検証。
- ・現行の使用料体系を維持しつつ、特定の使用者層に過度に依存しないよう留意。

【公共下水道】

- ・費用負担の公平性の観点から、基本水量制の解消を検討。

【農業集落排水】

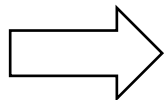
- ・人数制から従量制への変更を検討。

②使用料算定期間

使用料算定期間とは、下水道使用料の対象経費を積算する期間。

- 日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。
- 長期の期間設定では、有収水量や物価変動等の予測の確実性を失うこととなる。
- このため、一般的には3～5年の期間設定が適当であるとされている。

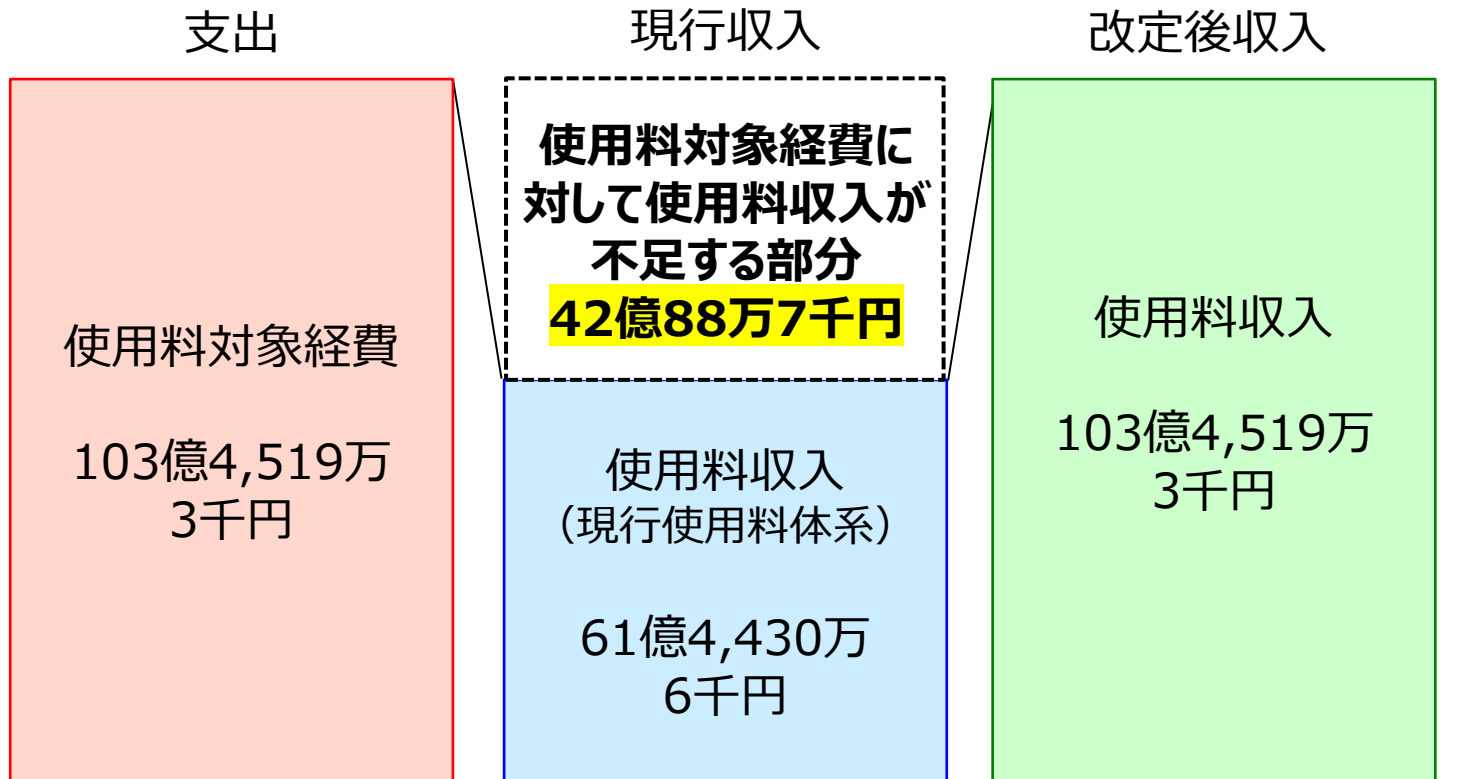
出典:「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」公益社団法人日本下水道協会



前回、前々回の使用料算定時と同じく、算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間と設定。

③収支不足と使用料改定率の検討

公共下水道事業



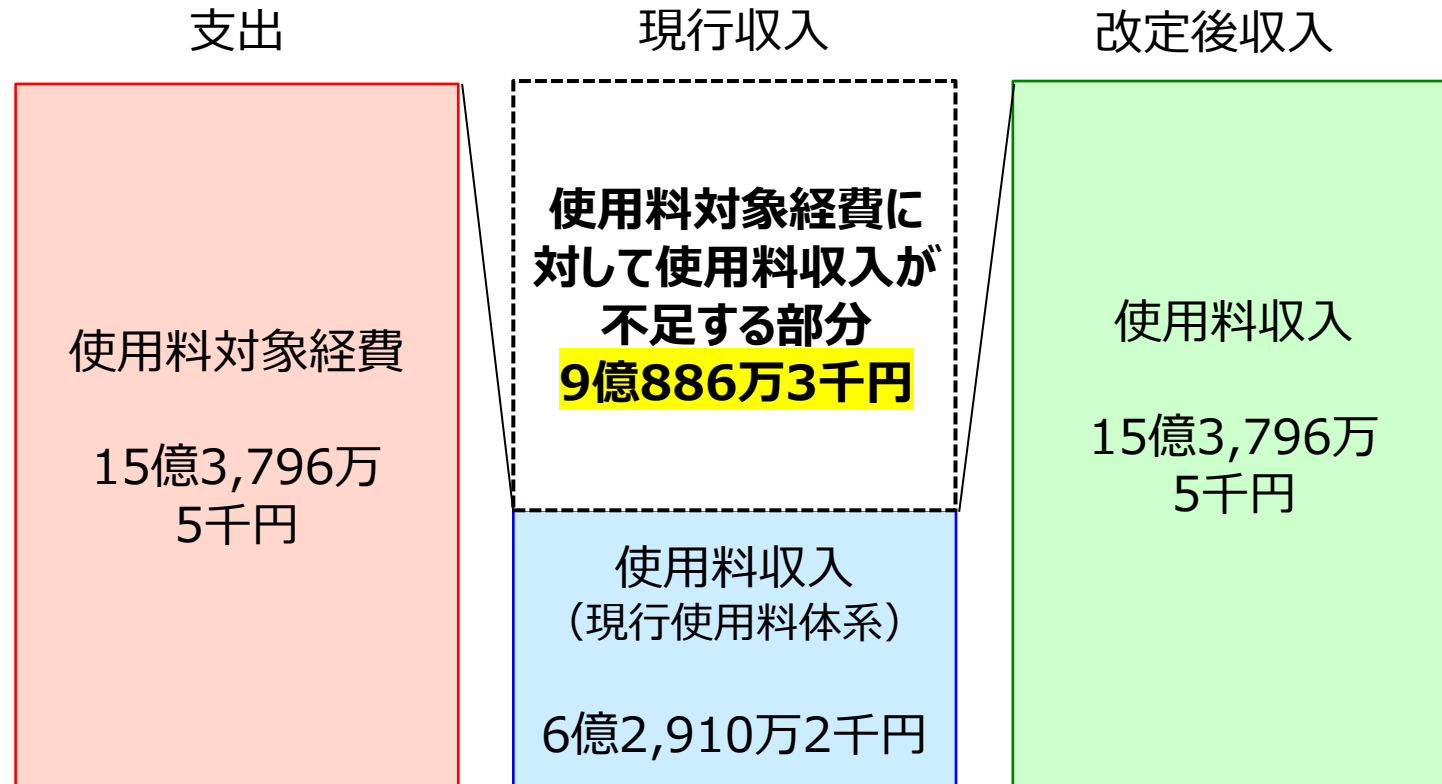
→使用料の不足額42億88万7千円を解消する
(経費回収率100%とする) には、下水道使用料を
103億4,519万3千円 (+42億88万7千円) 確保
する必要がある。

(改定前使用料収入) 61億4,430万6千円
(改定後使用料収入) 103億4,519万3千円
= 1.6837... ⇒ **68.4%以上の改定が必要**

※算定期間 5 年間 (R9~R13) の総額

④収支不足と使用料改定率の検討

農業集落排水事業



→使用料の不足額9億886万3千円を解消する
(経費回収率100%とする) には、下水道使用料を
15億3,796万4千円 (+9億886万3千円) 確保
する必要がある。

(改定前使用料収入) 6億2,910万2千円
(改定後使用料収入) 15億3,796万5千円
= 2.444... ⇒ **145%以上の改定が必要**

※算定期間 5 年間 (R9~R13) の総額

⑤使用料水準の設定

公共下水道事業

●使用料対象経費をすべて使用料収入で賄うためには、現在の使用料収入を約1.7倍増とする改定が必要となるが、昨今の物価高騰に加えて一般家庭や事業経営に更なる負担を強いることとなる。

●「久喜市下水道事業中期経営計画(経営戦略)」(令和5年3月改定)に記載された「経費回収率の向上に向けたロードマップ」において、令和9年度の具体的取組として、下水道使用料の見直し、経費回収率90.0%以上を目標として掲げている。
⇒ロードマップの目標を達成できない場合、国からの社会資本整備総合交付金の配分に影響がある。

⇒ 以上のことから、経費回収率90%以上の使用料水準を目指す。

⑥使用料水準の設定

農業集落排水事業

- 使用料対象経費をすべて使用料収入で賄うためには、現在の使用料収入を約2.45倍増とする改定が必要となるが、昨今の物価高騰に加えて一般家庭や事業経営に更なる負担を強いることとなる。
- 農業集落排水の使用料単価(R6:136.3円/m³)は、公共下水道の使用料単価(R6:108.5円/m³)に対し高く、もともと使用者の負担が大きい。
- 「久喜市下水道事業中期経営計画(経営戦略)」(令和5年3月改定)においては、目標とする経費回収率は定められておらず、**人数制から従量制への変更について検討が必要**としている。

⇒ 以上のことから、人数制から従量制に変更することを検討し、一般的とされる**3人家庭の使用料(税抜3,380円)**と、**1世帯20m³使用した際の使用料が同等となるような使用料水準**を目指す。

目次

1.前回の振り返り

(1) 適正な使用料水準

(2) 適正な使用料体系

2.使用料改定パターンの決定

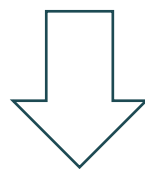
3.答申書（下水道事業部分）について

①基本水量制について

公共下水道事業

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、**解消させていくことが望ましい**。

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」



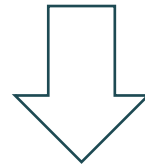
基本水量制を廃止する。

②基本水量制について

農業集落排水事業

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、**解消させていくことが望ましい**。

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」



農業集落排水においては、現行でも基本水量制を用いていないため、今後も用いないこととする。

③基本使用料について

公共下水道事業

今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、**使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。**

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」

使用料算定期間（R9～R13）の使用料対象経費の合計10,345,192千円の固定費と変動費の内訳。

- ・ **固定費**（汚水処理水量の増減に関わらず一定額発生する費用）⇒ 4,979,563千円
- ・ **変動費**（汚水処理水量の増減と共に変動する費用）⇒ 5,365,629千円

固定費は使用水量に関係ない費用であるので、**基本使用料で賄うことが妥当。**

4,979,563千円（固定費）/2,815,643件（調定件数）= 1,769円

⇒ 使用料算定期間の基本使用料は1,700～1,800円/件程度が理想。

⇒ **小口利用者への影響を鑑み、基本使用料を1,200円から1,400円程度とするパターンで検証を行う。**

④基本使用料について

農業集落排水事業

今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、**使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。**

国水下企第34号 R2.7.21「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」

使用料算定期間（R9～R13）の使用料対象経費の合計1,537,964千円の固定費と変動費の内訳。

- ・ **固定費**（汚水処理水量の増減に関わらず一定額発生する費用）⇒ 929,168千円
- ・ **変動費**（汚水処理水量の増減と共に変動する費用）⇒ 608,796千円

固定費は使用水量に関係ない費用であるので、**基本使用料で賄うことが妥当。**

929,168千円（固定費）/200,596件（調定件数）=4,632円

- ⇒ 使用料算定期間の基本使用料は4,600円/件程度が理想。
- ⇒ **現状でも公共下水道と比較して基本使用料が高額であることから、基本使用料は現行の金額2,000円を据え置く。**

⑤人数制から従量制への変更について

農業集落排水事業

現行の「基本使用料 + 1人あたりの単価」を解消し、「**基本使用料 + 1 m³あたりの単価**」で設定する。

また、本市における農業集落排水は、主として生活排水を対象とし、使用水量の分布も比較的限定的であることから、使用者間の負担の公平性も考慮し、使用量の多寡によって単価を変える累進制は設けず、基本使用料と一律の従量使用料による料金体系とする。

1世帯1月あたりの使用料の計算

【現行】

基本使用料 (2,000円) + 1人あたりの単価 (460円) × 世帯の人数

【改定案】

基本使用料 + 1 m³あたりの単価 × 使用水量

目次

1.前回の振り返り

（１）適正な使用料水準

（２）適正な使用料体系

2.使用料改定パターンの決定

3.答申書案（下水道事業のみ）について

①久喜市の財政状況と下水道使用料改定の必要性

久喜市全体の財政状況

人口減少・少子高齢化	⇒	社会保障関係経費の増加
公共施設の老朽化	⇒	更新・改修費の増加
大型事業の集中	⇒	市債発行・資産残高の増加
物価・人件費等の上昇	⇒	行政サービスの維持コスト増加

将来財政の見通し

財政調整基金 約44億円→枯渇見込み (R 7 → R 11末)	市債残高 約476億円→約781億円 (R 7 → R 13末)
--	--

一般会計の財政余力が縮小

下水道事業も収支改善が必要

使用料収入の減少要因	費用の増加要因
人口減少・節水機器の普及 ↓ 水洗化人口・有収水量の減少 ↓ 使用料収入の減少	物価上昇・維持管理費増加 + 流域下水道維持管理費負担金単価の増額 + 管路・施設の更新需要

令和6年度 経費回収率 公共下水道 72.4%
農業集落排水 63.7%
⇒汚水処理に必要な費用を使用料で十分に賄えていない

一般会計に過度に依存せず、「受益者負担・独立採算」の考え方にに基づき収支を改善

使用料改定へ：「財政緊急事態だから値上げ」ではなく、下水道事業の持続可能性を確保するための適正な負担水準への見直し

②費用削減への取り組み

再編整備計画

【公共下水道への接続】

①北青柳処理区（接続年度：2026年度）
公共下水道へ接続済
②塚田処理区（接続年度：2026年度）
公共下水道へ接続済
③六万部処理区（接続年度：2029年度）
公共下水道へ接続予定
④上本村処理区（接続年度：2030年度）
公共下水道へ接続予定
⑤清久第一処理区（接続年度：2035年度）
公共下水道へ接続予定
⑥上新田・野佐原処理区（接続年度：2036年度）
公共下水道へ接続予定
⑦丸谷・神ノ木処理区（接続年度：2039年度）
公共下水道へ接続予定
⑧上大崎処理区（接続年度：2042年度）
公共下水道へ接続予定
⑨太田袋処理区（接続年度：2043年度）
公共下水道へ接続予定
⑩除堀処理区（接続年度：2044年度）
公共下水道へ接続予定
⑪原・樋ノ口処理区（接続年度：2050年度、除堀経由）
公共下水道へ接続予定

【農業集落排水処理区の統合】

①野々宮・小下処理区（2029年度）
小林処理区へ接続予定
②江面新田処理区（2033年度）
清久第一処理区へ接続予定
③上栢間処理区（2033年度）
下栢間処理区へ接続予定
④柴山小塚処理区（2038年度）
下栢間処理区へ接続予定

【単純更新・継続維持】

①小林処理区（2034年度）
機能強化対策予定
②下栢間処理区（2036年度）
機能強化対策予定

将来的に農業集落排水処理区は、11処理区を公共下水道への接続を目指し、4処理区は、集排施設への接続を目指し、2処理区は施設の更新とします。

再編しない場合の40年間の建設コスト：88.8億円
（5.2億円/処理区）

再編した場合の40年間の建設コスト：75.4億円
（4.4億円/処理区）

約13億円の低減
（約15%の削減）

再編しない場合の40年間の維持管理コスト：56.9億円
（3.3億円/処理区）

再編した場合の40年間の維持管理コスト：29.4億円
（1.7億円/処理区）

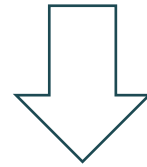
約27.5億円の低減
（約48%の削減）

再編することによって、建設費及び維持管理費が、大幅に削減できます。

③目標達成の時期

公共下水道事業

経費回収率の目標達成時期をどのタイミングとするか。



人口減少等による使用料収入の減少、物価高騰や老朽化による污水处理費の増加等により経費回収率は後年度ほど低下する見込みであることから、**使用料算定期間の最終年度(令和13年度)において、目標を達成していることが望ましい。**

④使用料改定パターン

公共下水道事業

- 基本水量制を解消
- 基本使用料の割合を高める
- 各従量区分の改定率は同程度とする
- 経費回収率90%以上

- ・目標達成を令和13年度とし、経費回収率をどのラインにするかで、
3つのパターンを設定

	令和13年度の経費回収率		
	90%	95%	100%
基本使用料 1, 200円	パターン1		
基本使用料 1, 270円		パターン2	
基本使用料 1, 340円			パターン3

⑤具体的な使用料改定パターン

公共下水道事業

現行

	(千円)									
現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,244,957	1,234,965	1,229,041	1,222,877	1,212,466	1,202,302	1,192,361	1,182,584
経費回収率	72.6%	72.6%	60.1%	59.8%	59.4%	59.2%	58.5%	58.4%	57.9%	57.3%
この期間の収入平均は1,224,837千円/年になる⇒							1,224,837			

	5m³/月の金額	10m³/月の金額	20m³/月の金額	30m³/月の金額
現行	800 円/月	800 円/月	1,700 円/月	2,600 円/月

現行	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m³)	至 (m³)		
基本使用料	-	-	800	-
従量使用料	0	10	0	-
	11	30	90	-
	31	50	110	-
	51	200	120	-
	201	1,000	150	-
	1,001		180	-

パターン1：基本使用料を1,200円とし、R13年度に経費回収率90%を達成する

	(千円)									
パターン1	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,589,505	1,908,051	1,898,900	1,889,375	1,873,290	1,857,585	1,842,226	1,827,122
経費回収率	72.6%	72.6%	76.7%	92.4%	91.7%	91.5%	90.4%	90.2%	89.4%	88.6%
この期間の収入平均は1,892,404千円/年になる⇒							1,892,404			

使用料収入における改定率
54.5%

	5m³/月の金額	10m³/月の金額	20m³/月の金額	30m³/月の金額
改定後	1,250 円/月	1,300 円/月	2,660 円/月	4,020 円/月
改定率	56.3 %	62.5 %	56.5 %	54.6 %

パターン1	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m³)	至 (m³)		
基本使用料	-	-	1200	50.0%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	136	51.1%
	31	50	166	50.9%
	51	200	181	50.8%
	201	1000	227	51.3%
	1001		272	51.1%

⑤具体的な使用料改定パターン 公共下水道事業

パターン2：基本使用料を1,270円とし、R13年度に経費回収率95%を達成する

(千円)										
パターン2	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,641,183	2,010,577	2,000,934	1,990,900	1,973,950	1,957,400	1,941,217	1,925,300
経費回収率	72.6%	72.6%	79.2%	97.3%	96.6%	96.4%	95.3%	95.1%	94.2%	93.4%
この期間の収入平均は1,994,090千円/年になる⇒								1,994,090		

使用料収入における改定率
62.8%

	5m³/月の金額	10m³/月の金額	20m³/月の金額	30m³/月の金額
改定後	1,320 円/月	1,370 円/月	2,800 円/月	4,230 円/月
改定率	65.0 %	71.3 %	64.7 %	62.7 %

パターン2	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m³)	至 (m³)		
基本使用料	-	-	1270	58.8%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	143	58.9%
	31	50	175	59.1%
	51	200	191	59.2%
	201	1000	239	59.3%
	1001		287	59.4%

パターン3：基本使用料を1,340円とし、R13年度に経費回収率100%を達成する

(千円)										
パターン3	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	1,256,695	1,255,521	1,696,215	2,119,758	2,109,590	2,099,011	2,081,141	2,063,692	2,046,632	2,029,848
経費回収率	72.6%	72.6%	81.9%	102.6%	101.9%	101.6%	100.4%	100.2%	99.3%	98.4%
この期間の収入平均は2,102,375千円/年になる⇒								2,102,375		

使用料収入における改定率
71.6%

	5m³/月の金額	10m³/月の金額	20m³/月の金額	30m³/月の金額
改定後	1,390 円/月	1,440 円/月	2,950 円/月	4,460 円/月
改定率	73.8 %	80.0 %	73.5 %	71.5 %

パターン3	使用料体系の水量区画		単価 (円)	改定率
	自 (m³)	至 (m³)		
基本使用料	-	-	1340	67.5%
従量使用料	1	10	10	-
	11	30	151	67.8%
	31	50	185	68.2%
	51	200	202	68.3%
	201	1000	252	68.0%
	1001		303	68.3%

※金額は税抜

⑥改定率まとめ

公共下水道事業

公共下水道（基本水量制を廃止し、1～10m ³ の単価を設定）		改定率	20m ³ 使用時の使用料（税抜）
現行	基本使用料＝800円、1～10m ³ ＝基本使用料に含む、11～30m ³ ＝90円/m ³ 、 31～50m ³ ＝110円/m ³ 、51～200m ³ ＝120円/m ³ 、201～1,000m ³ ＝150円/m ³ 、 1,000m ³ 超＝180円/m ³	—	1,700円/月
パターン1	R13年度に経費回収率90％を達成し、基本使用料を1,200円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝50.0％ 従量使用料＝51％程度 使用料収入における改定率＝54.5％	2,660円/月
パターン2	R13年度に経費回収率95％を達成し、基本使用料を1,270円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝58.8％ 従量使用料＝59％程度 使用料収入における改定率＝62.8％	2,800円/月
パターン3	R13年度に経費回収率100％を達成し、基本使用料を1,340円とするケース 1～10m ³ 単価＝10円/m ³	基本使用料＝67.5％ 従量使用料＝68％程度 使用料収入における改定率＝71.6％	2,950円/月

⑦使用料改定パターン

農業集落排水事業

本市における一般的な3人家庭の使用料（税抜3,380円）と、1世帯20m³使用した場合の**使用料が同等になるような使用料水準**を目指す。

3人世帯1月あたりの使用料（現行の人数制の場合）

$$\begin{aligned} & \text{基本使用料（2,000円）} + 1 \text{人あたりの単価（460円）} \times \text{世帯の人数（3人）} \\ &= \underline{3,380\text{円}} \end{aligned}$$

1月あたり20m³使用した際の使用料（従量制にした場合）

$$\begin{aligned} & \text{基本使用料（2,000円）} + 1 \text{m}^3 \text{あたりの単価（69円）} \times \text{使用水量（20m}^3\text{）} \\ &= \underline{3,380\text{円}} \end{aligned}$$

⑧使用料改定パターン

農業集落排水事業

現行(人数制)

現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	142,918	130,023	130,052	130,076	125,531	121,732	121,711	121,694	121,679	121,670
経費回収率	64.4%	47.6%	44.9%	45.5%	43.2%	34.6%	38.2%	43.6%	29.7%	40.7%
この期間の収入平均は124,762千円になる⇒								124,762		
この期間の回収率は40.3%になる⇒								40.3%		

(千円)

使用料区画		金額(円)
基本使用料	1世帯あたり	2,000
人数割	1人あたり	460

1世帯(3人)/月の金額

3,380 円/月

20m³/月の使用料が、現行の3人家庭の使用料3,380円と同等になるようする(従量制)

①	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
改定後使用料収入	142,918	130,023	142,786	154,596	148,041	142,412	141,362	140,313	139,267	138,240
経費回収率	64.4%	47.6%	53.7%	54.0%	50.9%	40.4%	44.3%	50.3%	34.0%	46.3%
この期間の収入平均は146,603千円になる⇒								146,603		
この期間の回収率は47.4%になる⇒								47.4%		

(千円)

使用料区画		金額(円)
基本使用料		2,000
従量使用料	1m ³ あたり	69

20m³/月の金額

3,380 円/月

使用料収入における改定率
17.5%

⑨現行維持

農業集落排水事業

現行の使用料(人数制)を維持する ※使用料改定をしない

(千円)

現行	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現行使用料収入	142,918	130,023	130,052	130,076	125,531	121,732	121,711	121,694	121,679	121,670
経費回収率	64.4%	47.6%	44.9%	45.5%	43.2%	34.6%	38.2%	43.6%	29.7%	40.7%
この期間の収入平均は124,762千円になる⇒								124,762		
この期間の回収率は40.3%になる⇒								40.3%		

使用料区画		金額(円)
基本使用料	1世帯あたり	2,000
人数割	1人あたり	460

1世帯(3人)/月の金額
3,380 円/月

- ・ 公共下水道の1世帯20m³使用時の使用料1,700円に対し、農業集落排水では1世帯3人の使用料3,380円と、公共下水道の約2倍の使用料負担となっている。
- ・ 経費回収率は下降傾向にあるものの、使用料算定期間における使用料収入規模では公共下水道の約10%であることから、下水道事業全体の経営に与える影響は比較的少ない。
- ・ 使用料改定した場合、システム改修費等のコストがかかる。
- ・ 令和32年度までに下栢間・小林以外の地区は公共下水道に移管される予定。

⇒以上のことを考慮し、**現行の使用料水準・体系(人数制)を維持し、次回算定時に再検討する。**

目次

1.前回の振り返り

（１）適正な使用料水準

（２）適正な使用料体系

2.使用料改定パターンの決定

3.答申書（下水道事業部分）について

答申書について（下水道事業）

答申書の構成

答申書本文

1. 答申内容・理由
2. 本答申における公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料
3. 審議経過について
4. 附帯意見

付属資料

①答申内容・理由

- (1)使用料改定実施の有無
- (2)使用料算定期間
- (3)平均改定率
- (4)使用料改定実施時期

②本答申における公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料

- (1)現行の公共下水道使用料 料金表
- (2)改定後の公共下水道使用料 料金表
- (3)現行の農業集落排水使用料 料金表

(従量制導入の場合)

- (4)改定後の農業集落排水処理施設使用料金表

③審議経過について

- (1) 財政推計にあたっての考え方
- (2) 下水道使用料の水準
- (3) 下水道使用料の体系
- (4) 下水道使用料の算定期間
- (5) 下水道使用料に係る対象経費
- (6) 目標経費回収率
- (7) 下水道使用料の平均改定率

④付帯意見（例）

（１）市民への丁寧な説明と情報提供

改定が必要となった背景や経営状況、施設更新の必要性及び改定による効果について、市民及び事業者に対し分かりやすく説明し、十分な理解が得られるよう努める必要があります。

（２）経営改善及び経費削減の継続

事業運営の効率化や維持管理コストの縮減など、必要な経営努力に取り組むことが前提であります。

（３）施設の計画的な更新及び強靱化

ストックマネジメント計画等に基づき、管路施設、ポンプ場及び処理施設の更新を着実に進めるとともに、地震や豪雨等の自然災害に備えた施設の強靱化に努める必要があります。

④付帯意見（例）

（4）水洗化率及び使用料収納率の向上

下水道事業の経営基盤を強化するためには、使用料収入の確保が重要であることから、未接続世帯への普及啓発による水洗化率の向上を図るとともに、使用料収納率の維持・向上に継続して取り組む必要があります。

（5）定期的な検証の実施

社会経済情勢や人口動態、物価動向、施設更新需要等の変化に応じて、中期経営計画（経営戦略）との整合を図りながら、4年から5年ごとに使用料水準及び経営状況の検証を行い、必要に応じて見直しを実施する必要があります。

（6）経費回収率の向上・維持

経費回収率100%の実現、維持を見据え、社会経済情勢及び市民負担との均衡を図りながら段階的な経営改善に努める必要があります。

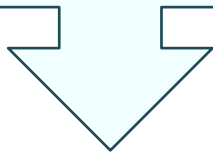
⑤付属資料

添付資料

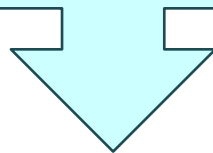
- ・久喜市上下水道事業運営審議会条例
- ・久喜市上下水道事業運営審議会委員名簿
- ・久喜市上下水道事業運営審議会諮問書
- ・久喜市上下水道事業運営審議会経過

次回審議会（11月11日（水）14時～）の予定（案）

水道料金改定率の検討



水道料金改定率の決定



水道料金体系についての検討